

答 申 書【案】

山口市本庁舎の整備の方向性について

平成〇〇年〇月

山口市本庁舎の整備に関する検討委員会

目 次

第1章 検討委員会の目的・概要及び検討経過	1
1. 検討委員会の目的・概要	1
2. 検討委員会の検討経過	1
第2章 本庁舎整備の現状・課題	2
1. 配置図	2
2. 建物・土地概要	3
3. 現本庁舎の課題	4
第3章 本庁舎整備の必要性の検討	8
1. 答申	8
2. 検討の内容	8
第4章 新本庁舎に必要な役割、機能	9
1. 答申	9
2. 留意事項	9
第5章 新本庁舎の規模	13
1. 新本庁舎に配置する行政組織	13
2. 新本庁舎の建物規模（延床面積）	15
3. 新本庁舎の来庁者用駐車場台数	16
第6章 新本庁舎の候補地	17
資料編	
山口市本庁舎の整備に関する検討委員会委員名簿	18
山口市本庁舎の整備に関する検討委員会設置要綱	19
諮問書（写し）	21

第1章 検討委員会の目的・概要及び検討経過

1. 検討委員会の目的・概要

「山口市本庁舎の整備に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）は、市長からの諮問に応じ、老朽化した山口市本庁舎の整備の方向性について検討し、その結果を市長に答申するため、平成27年9月24日に設置された。

委員は、市民委員、経済や福祉分野をはじめとする団体等の関係者及び学識経験者など44人で構成され、平成27年11月5日から平成29年〇月にかけて計〇回の会議を行い、本庁舎整備の必要性や本庁舎に必要な本庁舎の整備の方向性について、様々な視点から、協議・検討を重ね、その結果を答申としてとりまとめた。

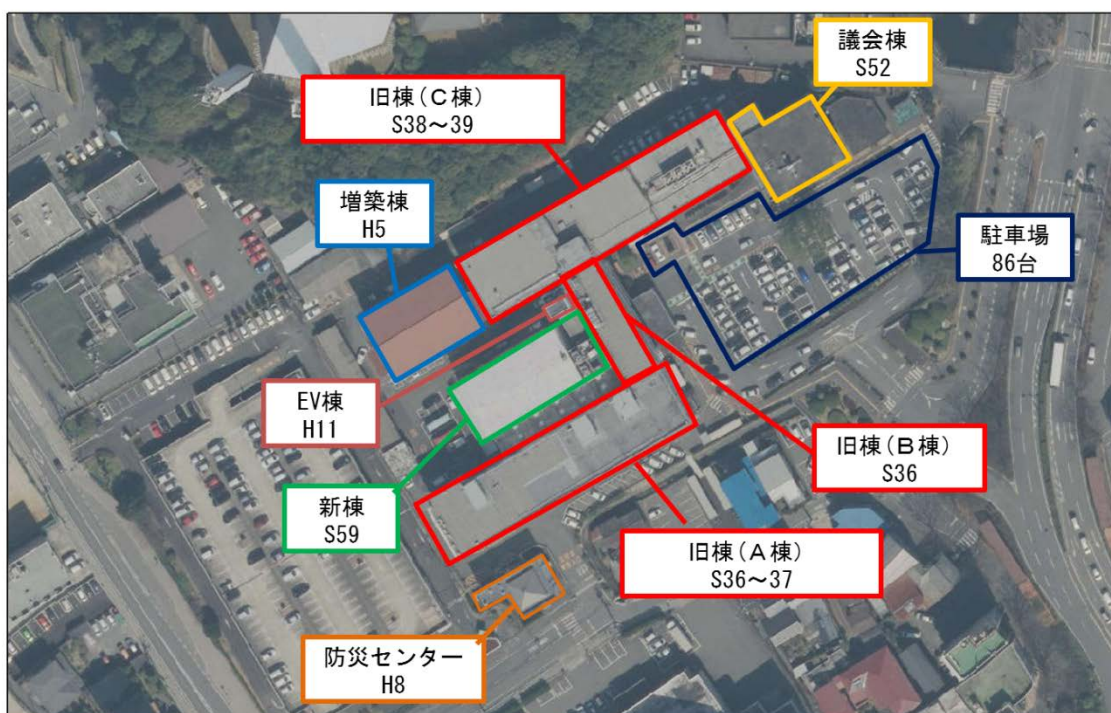
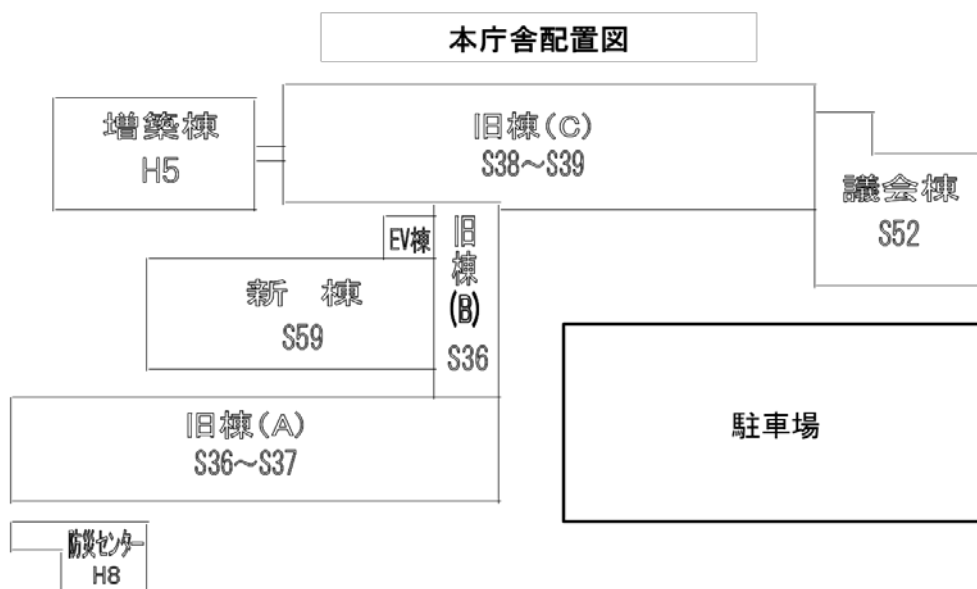
2. 検討委員会の検討経過

日 程		主な会議内容
第1回	平成27年11月5日	委嘱、諮問、これまでの経緯、本庁舎の現状・課題等について
第2回	平成28年3月17日	本庁舎整備の必要性について
第3回	平成28年6月3日	新本庁舎に必要な役割・機能、規模、候補地について
第4回	平成28年8月2日	新本庁舎に必要な役割・機能、規模、候補地について
第5回	平成28年10月12日	新本庁舎に必要な役割・機能、規模、候補地について
第6回	平成28年11月25日	新本庁舎の候補地の評価について、答申案（役割、機能、規模）の検討について
第7回	平成29年1月20日	

第2章 本庁舎整備の現状・課題

本庁舎の整備の方向性について検討するにあたり、まず、現本庁舎の現状や課題について、以下のとおり整理を行った。

1. 配置図



2. 建物・土地概要（山口市亀山町2番1号）

	建築年	経過年数	法定耐用年数	全体延床面積 (㎡)	用途別延床面積 (㎡)	構造	地上	耐震診断実施の有無	耐震性の有無
本庁舎（旧棟） （A、B、C棟）	昭和36～ 昭和39年	51～54	50	8,594.00	執務室 5,334.12	鉄筋コンクリート	3	平成10年実施済	無
議会棟	昭和52年6月	38	50	1,072.00	会議室 890.04	鉄筋コンクリート	3	平成24年実施	無
新棟	昭和59年9月	31	50	1,788.00	書庫・倉庫等 2,672.33	鉄筋コンクリート	3	未実施	有
増築棟	平成6年2月	22	38	1,239.00	共用部分 3,923.51	鉄骨造	3	未実施	有
エレベーター棟	平成11年3月	17	38	127.00		鉄骨造	3	未実施	有
防災センター	平成9年3月	19	50	409.00	執務室 63.00 会議室 105.00 書庫・倉庫等 78.90 共用部分 162.10	鉄筋コンクリート	4	未実施	有
計				13,229.00					

	敷地面積 (㎡)	用途地域	駐車可能台数 (市民用)	駐車可能台数 (公用車用)	駐輪可能台数 (市民用)	駐輪可能台数 (職員用)
土地	14,156.41	近隣商業地域	86台 (内身体障がい者用3台)	91台	32台	182台 (内8台バイク専用)

3. 現本庁舎の課題

(1) 老朽化

①建物躯体

- ・旧棟（A、B、C棟）は、建築から50年以上を経過しており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数（50年）を超えている。
- ・外壁塗装に剥落、浮きやひび割れ等が見られ、鉄筋コンクリートにもひび割れ等が見受けられる。
- ・天井吹き付けの剥離や防水シートの劣化等による雨漏りが見受けられる。

②電気設備

- ・減価償却資産の耐用年数15年を大きく過ぎている。
- ・現在の蛍光灯は消費電力を抑えることができるHf管であるが、LED照明への交換など、さらなる省エネ化が図られておらず、環境負荷が大きい。

③空調設備

- ・最も古いもので、昭和49年から昭和52年頃に設置されており、減価償却資産の耐用年数15年を大きく過ぎ、老朽化が著しい。
- ・年に数回、故障が起きているが、交換部品の在庫が無い場合、中古品や代替品を探すなど、年々修理が困難になってきている。
- ・製品が古いため、最近の機種と比較した場合、省エネ効果が低く、環境負荷が大きい。

④給排水設備

- ・耐用年数15年を大きく過ぎており、老朽化が激しい。そのため、管詰まりなどが生じた場合、管自体が作業に耐えることが出来ず、修繕できない可能性がある。

(2) 耐震性

①耐震診断調査の実施

- ・市では、昭和36年から昭和39年にかけて建設された旧棟（A棟及びB棟）を平成10年に、昭和39年に建設した旧棟（C棟）及び昭和52年に建設した議会棟を平成24年にそれぞれ耐震診断調査を実施した。
- ・耐震改修における耐震性能向上の目標値は、I_s値0.6以上となっているが、耐震診断による旧棟及び議会棟のI_s値は、下記表のとおりである。旧棟の1階・2階と議会棟の1階のI_s値は、0.6以下となっており、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性があるという診断結果であった。

耐震診断結果 (Is 値)

通称		1F	2F	3F
旧棟(A)	X 方向 (東西)	0.27	0.46	0.78
	Y 方向 (南北)	0.76	0.80	1.34
	耐震性	×	×	○
旧棟(B)	X 方向 (東西)	0.54	0.61	1.34
	Y 方向 (南北)	0.35	0.56	1.01
	耐震性	×	×	○
旧棟(C)	X 方向 (東西)	0.49	0.46	0.62
	Y 方向 (南北)	1.24	1.28	1.98
	耐震性	×	×	○
議会棟	X 方向 (東西)	0.73	0.90	1.99
	Y 方向 (南北)	0.58	0.66	1.17
	耐震性	×	○	○

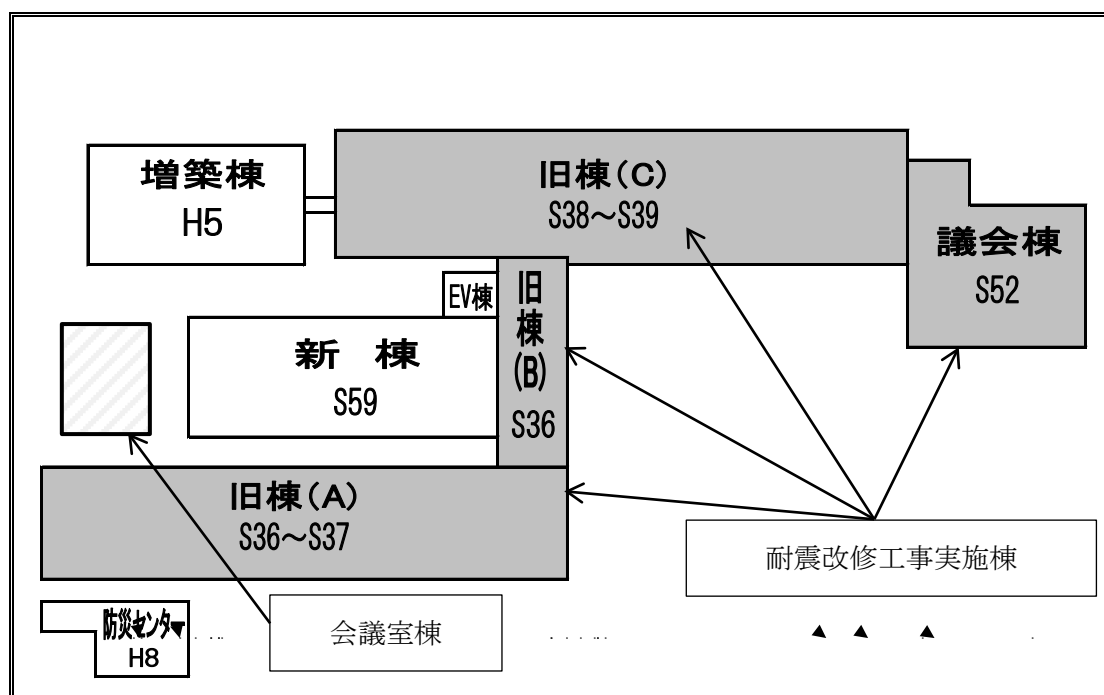
Is 値	内容
0.6 以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
0.3 以上 0.6 未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
0.3 未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

※Is 値：耐震性能は、Is (Is 値) = 構造耐震指標で表され、この数値が大きいほど耐震性が高いとされている。一般的には、建築物が保有すべき最低限の基準として、中規模の地震動（震度5強程度）に対してほとんど損傷を生じず、大規模の地震動（震度6強から7に至る程度）に対して人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

②耐震改修工事の実施

市では耐震診断結果を踏まえ、来庁される市民や職員の安心・安全の確保を目的に、必要最小限の工事として、平成27年度から28年度にかけて旧棟（A～C棟）及び議会棟の耐震補強工事とそれに伴う執務スペースの移動、仮設会議室の建設等の一連の工事を実施している。

耐震改修工事箇所



(3) 狭あい化

①行政サービス

- ・ 窓口機能が分散している。
- ・ 住民票などの交付等について、休日受付や時間外受付等を実施し、サービス向上、混雑緩和に取り組んでいるが、3、4月など来庁者が多い時期は、待合スペースや相談スペースなどが十分に確保されない場合がある。

②執務スペース

- ・ 本庁舎の執務スペースの確保のため、環境部関係、教育委員会事務局、下水道関係課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局などが、本庁舎から移転するなど、分庁化が進んでいる。
- ・ 会議室の利用頻度は多く、事務量の増加等により会議室を執務室に変更するなど、会議室の確保が十分でない。また、災害発生時は会議室を災害対策本部として使用している状況である。
- ・ 事務量の増加や権限委譲、それに伴う保管文書の増加などにより、執務スペースや公文書庫の確保が困難な状況である。

(4) 駐車場

- ①来庁者用駐車場86台分（うち身体障がい者用3台）あるが、季節や曜日、時間帯によっては十分ではない。
- ②混雑時は一時的に駐車場枠以外の区画も使用して対応している。
- ③駐車場の形状から渋滞が起きやすい。
- ④必ず正面玄関前を車両が通過することになり、通行者の安全確保が必要（横断歩道は設置済）。

(5) バリアフリー化

- ①エレベーターの設置、多目的トイレ設置、スロープや手すりの設置、段差解消などバリアフリー化に取り組んでいる。
- ②市では、市全体の一体的かつ総合的なバリアフリーの推進のため、「山口市バリアフリー基本構想」を平成21年に策定し、新山口駅周辺地区を重点整備地区としているが、平成28年10月に市役所を含む山口駅周辺地区をバリアフリーの重点整備地区とする基本構想を策定した。

(6) 情報化対策

- ①業務の新たな電算化等に伴い、サーバ室への設置機器が増加傾向にあり、設置スペースや空冷の不足が懸念される。
- ②災害対策や進入防止の観点から、サーバ室は2階以上に設置することが望ましいとされているが、現在は増築棟1階に設置している。
- ③執務室の増設や変更等に伴い、都度LAN配線を継ぎ足しているため、経路が複雑化しており、不通時の原因特定や解消に時間を要する懸念がある。
- ④LANや電源等を床下に収納できるOAフロア化されていない執務室がほとんどであり、配席レイアウトに支障するほか、断線のリスクも高くなっている。（OAフロア化済は新棟3階、増築棟のみ）

(1)～(6)のとおり、現在の本庁舎は様々な課題を抱えている状況から、検討委員会としては、現本庁舎の課題を解消するための抜本的な対策として、建替え又は長寿命化改修のいずれかを行う必要であるとの結論に至った。

そして、建替え及び現本庁舎の長寿命化改修それぞれの試算やメリット、デメリットの比較などにより、本庁舎整備の必要性について検討することとした。

※長寿命化改修とは・・・物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を一定程度まで引き上げる改修であり、機能向上を目的とするものではない

第3章 本庁舎整備の必要性の検討

建替え及び長寿命化改修の試算、メリットやデメリットの比較などにより、本庁舎整備の必要性について検討を行った結果、以下のとおり答申する。

1. 答申

建替えの場合、長寿命化改修の事業費との差は約80億円であるが、庁舎建設基金の活用により将来負担額の差は約18億円にまで圧縮されることが見込まれる。

さらに、建替えのメリットとして、現本庁舎の課題が全て解消できるとともに、市民サービスの向上効果が見込まれる。

一方、長寿命化改修の場合、現本庁舎の課題は根本的には解消されない。さらに、将来的には建替えの必要が生じるため、結果的に建替えの場合と比較してトータルの事業費が大きくなるが見込まれる。

こうしたことから、現本庁舎については、**建替えが妥当である**とした。

2. 検討の内容

(1) 建替え（現地以外を想定）

現本庁舎勤務職員数773人（平成27年4月1日時点）をもとに「総務省起債事業算定基準」、「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」により算定した延床面積や他自治体事例を参考に、新本庁舎の想定延床面積を21,000㎡と算定し、さらに、国土交通省が示している基準や単価等を用い、建築工事費等を約104億円と試算し、課題への対応を検討した。

(2) 現本庁舎の長寿命化改修（現本庁舎を引き続き使用）

現本庁舎の長寿命化に必要な改修工事費等について、国土交通省が示している基準や単価等を用い、改修工事費等を約20億円と試算し、課題への対応を検討をした。

※試算はあくまで本庁舎整備の必要性について検討するため行ったものであり、実際に建替えを行う場合は、新本庁舎の機能、規模、整備内容、建替場所、工事着手時の社会経済情勢等により、試算額より事業費が増減することがある。

第4章 新本庁舎に必要な役割、機能

現本庁舎について、建替えが妥当であるとの結論に至ったことから、現本庁舎の現状や課題、近年における他自治体の先進事例などを踏まえ、新本庁舎に必要な役割や機能について検討を行った結果、以下のとおり答申する。

1. 答申

本庁舎は、多くの市民や事業者などが利用するため、誰もが親しみを持ち、利用しやすい場所である必要がある。

そして、本庁舎には、市民に対して様々な行政サービスを提供する中核的な公共施設としての役割や、それを支える職員の執務空間としての役割が求められている。

さらに、災害時の防災拠点として市民の安心・安全を守る役割、環境や景観への取り組みを先導して行っていく施設としての役割もますます重要となっている。

こうしたことから、10、11ページのとおり、新本庁舎には、5つの役割と、その役割を実現するための機能を導入することを基本として、整備を進めていくことが望ましい。

2. 留意事項

今後、市が新本庁舎の整備を進めていく際、市民ニーズや市の状況、社会情勢等が答申時点と変化することも考えられることから、その時点の状況に応じて、適切な本庁舎の役割や機能の検討を適宜行っていただきたい。

本庁舎の役割	本庁舎に必要な機能
<p>1. 市民に利用しやすく、親しみのある本庁舎</p> <p>多くの市民が利用する庁舎は、誰にでもわかりやすく親しみのある場所である必要があります。</p> <p>また、誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの充実に努めます。</p> <p>さらに、市民が気軽に来庁し、利用しやすい庁舎づくりの観点から、多目的に利用可能な交流スペース機能など広く開放された空間整備の事例もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン機能* <small>※障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと</small> ● 山口市をPRするための情報発信機能 ● 市民も利用可能で多目的な用途に活用できる交流スペース機能 ● 金融機関、食堂等の便益機能
<p>2. 行政サービス機能等の充実した本庁舎</p> <p>来庁される市民の方が円滑に手続きや各種相談が行えるよう、行政サービス機能の充実や適切な規模の駐車場等の確保を行い、市民の利便性や満足度の向上を図ります。</p> <p>さらに、執務スペースの効率的な配置や情報化に対応した機能強化による行政効率の向上を図ります。</p> <p>議会においては、円滑な議事運営に必要な機能の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 案内機能 ① 誰もがわかりやすい案内機能（総合案内、電子掲示板、サイン表示等） ● 窓口機能 ① 利用しやすいフロア構成 ② ワンストップサービス ③ 待合スペースの確保 ● 相談機能 ① プライバシーに配慮した相談スペースの確保 ● 駐車場・駐輪場機能 ① 適切な駐車・駐輪スペースの確保（来庁者用・公用） ● 執務機能 ① オープンフロア化 ② 適切な規模の会議室、公文書庫 ③ 情報化の進展に対応したOAフロア ● 議会機能 ① 親しみやすい議会施設（傍聴機能等） ② 調査研究機能（図書室等） ③ 情報発信機能

本庁舎の役割	本庁舎に必要な機能
<p>3. 安心・安全に対応した本庁舎</p> <p>市庁舎は市民の生命を守るための防災拠点や災害対策活動の司令塔としての役割を果たすことが求められます。</p> <p>また、災害発生時には、災害対策本部としての機能を発揮する必要があることから、新庁舎では、災害に強く、十分な耐震性を備えた建物とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●防災拠点機能 <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部機能 ②防災情報収集・発信機能 ③自家発電機能 ④避難者退避機能 ⑤災害物資備蓄機能 ●災害に強い本庁舎 <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時の指揮命令系統（災害に強い工法や構造の検討）
<p>4. 環境や景観に配慮した本庁舎</p> <p>地球温暖化防止の観点から、公共施設として、他の施設の模範となるよう、環境負荷の低減や省資源・省エネルギー化に努める必要があります。</p> <p>また、周辺の景観と調和した庁舎づくりを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の軽減、省資源・省エネルギー化機能 <ul style="list-style-type: none"> ①LED照明 ②太陽光発電システム、雨水利用等 ③緑化促進 などの取組 ●周辺の景観との調和
<p>5. その他</p> <p>庁舎建設は、多額の事業費を要します。そのため、ライフサイクルコストを意識し、建設事業費や建築後の維持管理費の抑制に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●効率性・経済性 <ul style="list-style-type: none"> ①建設前 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の耐震性を確保した上で、経済的な工法や構造の検討等による事業費抑制 ・有利な財源の活用 ・庁舎建設基金の積立 ②建設後 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費の削減 ・廃棄物の削減 ・山口市環境マネジメント※に基づく各取組 <p style="text-align: center; font-size: small;">※山口市における環境負荷低減の取組</p>

(参考) 新本庁舎の役割、機能について委員からの意見 (要約)

- 1000km²を超える大きな自治体となった山口市の本庁舎と総合支所、地域交流センターをネットワーク化する中で、防災、情報が本庁舎の要になる
- 本庁舎は都市機能の拠点市民活動の拠点になりうる。周辺市街地に非常にいい影響を与えるので、建替えによって良い方向に向かわせることができるのではないかと
- 従来の機能に加え市民の文化活動のために開放されたスペースと地域の文化や教育を発信する機能が必要
- 教育委員会など分散している組織について集約した方がいいのか、今までどおり集約しないのかは総合支所機能を崩さない前提で議論しとりまとめないといけない
- 多様化するライフスタイルに対応した環境づくりが必要
- 市民の利便性を考えると、5時閉庁や土日が休みの本庁舎ではこれからの働き方に対応が難しいのでは
- 市民サービスの電子化、オンライン化、総合支所とのネットワーク化など、新しい形のサービスが提供できる情報インフラ整備や機能化の視点が必要
- 障がい者やお年寄りに対する配慮、特に災害時の支援機能が必要ではないだろうか
- 市民が利用しやすい機能を有し、災害に強い安全な庁舎整備を要望する
- サビエル記念聖堂を含む亀山公園周辺の景観に配慮した建物配置と周辺整備が望ましい

第5章 新本庁舎の規模

新本庁舎の規模として、平成28年4月1日を基準とし、新本庁舎に配置する行政組織、新本庁舎の建物規模（延床面積）、来庁者用駐車場について検討を行った結果、以下のとおり答申する。

1. 新本庁舎に配置する行政組織

(1) 答申

新本庁舎に配置する行政組織は、14ページのとおり、市民サービスおよび行政効率向上の観点から現本庁舎に配置している組織に狭あい化等によりかつて分庁化した組織を加えるとともに、防災拠点としての機能強化を進める観点から消防本部を加えることを基本として、新本庁舎の整備を進めていくことが望ましい。

(2) 留意事項

今後、市が新本庁舎の整備を進めていく際、市民ニーズや市の状況、社会情勢等が答申時点と変化することも考えられることから、その時点の状況に応じて、適切な行政組織の配置の検討を適宜行っていただきたい。

また、市では平成30年度からを計画期間とし、現在策定中である第二次総合計画や次期行政改革大綱において、現在の総合支所の機能向上に向けて、総合支所の役割や権限についても検討がされている。その検討結果を本庁舎整備に反映させながら整備を進めていただきたい。

また、組織の集約により既存の土地・建物が未利用となる場合は、その土地・建物の維持管理や有効活用についてもあわせて検討をしていただきたい。

①現本庁舎に配置している組織	
	・総務課、職員課、行革推進課、企画経営課、財政課、都市計画課、会計課などの本庁機能（山口総合支所機能分を含む）
	・管財課、市民課、保険年金課、農林整備課など総合支所機能（本庁機能分を含む）
	・市議会事務局
	・農業委員会事務局
②狭あい化等により、かつて分庁化した組織（本庁舎への再集約）	
	・環境部【環境政策課、環境衛生課、資源循環推進課】（現在 清掃工場内。大内御堀）
	・健康増進課（現在 山口市保健センター内。糸米二丁目）
	・水産港湾課（現在 秋穂総合支所内）
	・地籍調査課（現在 小郡総合支所内）
	・市史編さん室（現在 小郡総合支所内）
	・教育委員会事務局【教育総務課、教育施設管理課、学校教育課、社会教育課】 （現在 山口市別館内。中央五丁目）
	・選挙管理委員会事務局（現在 山口市別館内。中央五丁目）
	・監査委員事務局（現在 小郡総合支所内）
③新たに本庁舎に集約する組織	
	・消防本部【消防総務課、警防課、救急救助課、予防課、通信指令課】 （現在 中央消防署と併設。亀山町）

2. 新本庁舎の建物規模（延床面積）

（1）答申

新本庁舎の建物規模（延床面積）は、新本庁舎に配置する行政組織、職員数を踏まえ、「総務省起債事業算定基準」や「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」をもとに算定した規模に、市民が気軽に利用しやすい機能や防災拠点としての機能などに要する規模を加えたものを基本として、新本庁舎の整備を進めていくことが望ましい。

（2）留意事項

新本庁舎に配置する行政組織に対応する新本庁舎の建物規模（延床面積）として、候補地案ごとに、現状（平成28年4月1日時点）の職員規模による想定職員数をもとに、「総務省起債事業算定基準」や「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」を踏まえ、延床面積を算定した。さらに、市民が気軽に利用しやすい機能や防災拠点としての機能などが、今後の庁舎機能として必要になると考えられるが、こうした新たな付加機能分の延床面積を1,000㎡程度と算定して、検討した。

想定職員数については、広域化した市域において、進展が見込まれる高齢化に対応するための事務執行の必要性などの理由により、現状規模で検討したが、長期的には人口減少が進展していくことが予想される。市では、今後、次期定員管理計画の策定を進める中で将来の適切な職員規模について検討することとされていることから、その検討結果を本庁舎整備に反映させながら、規模が過大なものとならないよう整備を進めていただきたい。

また、事業費についても国土交通省が示している基準や単価等を用いて必要な建築工事費等を試算したが、多額の事業費を要することから、効果的な事業手法の検討などにより、可能な限り事業費の抑制に努めていただくとともに、有利な財源活用や庁舎建設基金の積み立てなどにより、将来の負担軽減にも努めていただきたい。

3. 新本庁舎の来庁者用駐車場

(1) 答申

現本庁舎は、来庁者用駐車場台数は86台を確保しているが、季節や曜日、時間帯によっては満車や渋滞などが発生することがある。

来庁者の多くは自家用車を利用して来られることや、新本庁舎の規模が現本庁舎より大きくなることなどを踏まえ、新本庁舎には、山口市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定に基づく駐車施設附置義務台数分を確保したうえで、必要な駐車場台数として200台程度を確保し、利用しやすい駐車場を整備することが望ましい。

(参考) 新本庁舎の規模について委員からの意見(要約)

- ・広い道路に面し、十分な面積のある利用しやすい駐車場が好ましい
- ・将来的なことを考えると、現在検討している規模で良いのか。(少子化が進み、スペースが余るのでは)
- ・機能については、本庁舎の機能と、総合支所を完全に切り離すべき
- ・大殿・湯田・白石は人口3万人だが出張所機能がない
- ・本庁舎整備を機に本庁と総合支所の役割・分担を明確にし、住民自治の拠点となる総合支所の強化を検討すべき
- ・総合支所や交流センターの機能強化が必要
- ・総合支所(小郡、秋穂、阿知須等)をまとめてコンパクトにしても良いのでは
- ・総合支所や地域交流センターの機能がしっかりしていれば、本庁舎はどこにあっても問題はない
- ・本庁舎はコンパクトでよい。総合支所機能を強化するため、山口地域に新しく総合支所を新築することも必要
- ・財政負担が大きく、将来の市財政を圧迫する
- ・総床面積削減や市職員の削減を答申に盛り込むべきである

第6章 新本庁舎の候補地

資料編

山口市本庁舎の整備に関する検討委員会委員

【敬称略。()は前委員】

番号	区分	団体等	氏名
1	市 民	市民委員	原田 郁夫
2		市民委員	板垣 幸男
3		市民委員	川尻 雅男
4		市民委員	徳重 忠治
5		市民委員	山根 康夫
6		市民委員	森近 慎治
7		市民委員	岡野 公紀
8		市民委員	吉村 哲明
9		市民委員	渡邊 彰久
10		市民委員	岡本 宣幸
11		市民委員	米倉 一夫
12		市民委員	吉富 滋浩
13		市民委員	松尾 征二
14		市民委員	佐分利 隆
15		市民委員	岡本 敏
16		市民委員	河村 秀夫 (伊藤 博)
17		市民委員	野島 義正
18		市民委員	松田 治登
19		市民委員	松崎 恒雄
20		市民委員	中村 浩美
21		市民委員	山田 好男
22	公 共 的 団 体 等 関 係 者	山口市自治会連合会 会長	清水 力
23		山口商工会議所 専務理事	上野 省一
24		山口県央商工会 事務局責任者	渡邊 元司
25		山口青年会議所 理事長	松浦 聖寿
26		吉南青年会議所 理事長	吉本 貴之
27		山口観光コンベンション協会 理事長	大庭 達敏
28		山口中央農業協同組合 代表理事組合長	山下 信雄
29		山口中央森林組合 代表理事組合長	戸田岸 巖
30		榎野川漁業協同組合 代表理事組合長	横部 政明 (沖 正雄)
31		株式会社 山口銀行 専務取締役山口支店長	原田 勉
32		山口市PTA連合会 副会長	深田 奈津子
33		山口市社会福祉協議会 会長	□ 昌克
34		山口市民生委員児童委員協議会 会長	野々村 壽代
35		山口市医師会 会長	淵上 泰敬 (吉野 文雄)
36		吉南医師会 会長	西田 一也 (田村 正枝)
37		山口市連合婦人会 会長	松永 君子
38		嘉川子育て支援連絡組織“みらい”代表	山村 正子
39		特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク 代表	児玉 頼幸
40		学 識 経 験 者	山口大学 副学長
41	山口県立大学 副学長		【副会長】岩野 雅子
42	山口大学大学院創成科学研究科 教授		鳩 心治
43	山口大学大学院 准教授		瀧本 浩一
44	一般社団法人 山口県建築士会 会長		松田 悦治

山口市本庁舎の整備に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎の整備に関し必要な事項を調査・検討するため、山口市本庁舎の整備に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、市長に答申する。

- (1) 本庁舎の整備の方向性に関すること。
- (2) その他本庁舎の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員50人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体等から選出された者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し、委員会が答申する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第3条に定める委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部中核都市推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

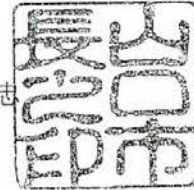
- 1 この要綱は、平成27年9月24日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



中核第9号
平成27年11月5日

山口市本庁舎の整備に関する検討委員会 会長 様

山口市長 渡辺 純 忠



山口市本庁舎の整備に関する審議について（諮問）

山口市本庁舎の整備に関して、山口市本庁舎の整備に関する検討委員会設置要綱第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 本庁舎の整備の方向性に関すること。
- 2 その他本庁舎の整備に必要な事項に関すること。

諮問理由

現在の山口市本庁舎は、昭和36年から昭和39年にかけて山口大学教育学部の校舎として建設された施設を、昭和49年に同大学から払い下げて以降、平成17年及び平成22年の2度の市町合併を経て、現在に至るまで使用しています。

この間、行政サービスの向上や安全性の確保等を図るため、増改築や維持管理に努めてまいりましたが、最も古い棟は建築後50年以上を経過しており、現在、老朽化や耐震性、狭あい化、バリアフリー化への対応など、様々な課題を抱えている状況です。

また、平成17年10月に県央部1市4町（山口市、小郡町、秋徳町、阿知須町及び徳地町）の合併により、新「山口市」が誕生いたしました。合併協

定において、新市発足後、新市の事務所の位置や整備について審議組織を設置し、審議することとしています。

さらに、人口減少時代における地方都市や都市圏の将来の姿が国において示され始めた状況や、山口都市核、小郡都市核の都市基盤整備など広域県央中核都市づくりが目に見える形となり始めた状況などから、本庁舎の整備方向の議論を進める環境が整ってまいりました。

こうしたことから、平成29年度に、本庁舎の整備に関する基本方針を決定することとし、審議組織として「山口市本庁舎の整備に関する検討委員会」を設置いたしました。

つきましては、1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する記載やその附帯決議、合併後の本市のまちづくりの進捗や平成22年の阿東町との合併、さらには今後の本市の長期的な発展を見据えた行政機能や配置のあり方などを踏まえ、本庁舎整備の必要性や候補地、本庁舎に求められる役割や機能、規模など、本庁舎の整備の方向性に関することについて、御審議を賜りたく、本委員会に対しまして、諮問をいたすものでございます。

